

## 訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

### 重要事項説明書

(2024年6月1日現在)

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

#### 1. ご利用事業所の名称

法人の名称	株式会社 くらしまケアマネジメント
代表者名	代表取締役 倉島 志八
事業所の名称	ゆず在宅看護ステーション
介護保険事業所番号	1460790204
所住地	横浜市磯子区洋光台四丁目 6-22 エンゼルパレス 105
連絡先	電話：045-374-4487 FAX：045-374-4357
相談担当者	管理者 細井 信子

#### 2. ご利用事業者の従業員の職種、員数及び勤務形態

区分	資格	常勤(人)	非常勤(人)	職務内容	計(人)
管理者	看護師	1		管理及び訪問看護	1
看護職員	看護師		4	訪問看護	4
リハビリ職員	理学療法士 作業療法士		9	訪問リハビリ	9
事務員		1	1	訪問看護事務	2

#### 3. ご利用営業所の営業日及び営業時間

営業日	月～土 午前9時00分～午後5時30分
休業日	日曜、年末年始(12月30日～1月3日)

※常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備します。

#### 4. 通常営業の実施地域

通常の事業実施地域は横浜市磯子区、横浜市港南区、横浜市金沢区とします。

但し、金沢区は六浦、朝比奈を除く

実地地域以外でもご希望の方はお問い合わせください。

#### 5. 事業所の情報開示について

ご利用及びご家族の要望があれば、事業計画の情報を開示いたします。また、インターネットを通して随時当事業所の方針を発信しています。

<http://www.nurs-yuzu.com>

## 6. 訪問看護（予防）サービスの内容

- ・身体の様子を観察し、その力や機能が発揮できるように生活過程を整えるためにお世話をします。援助内容は、
  - ①生命の回復過程を促進する援助
  - ②生命体に“害”となる条件・状況を作らない援助
  - ③生命力の消耗を最小にする援助
  - ④生命力の幅を広げていく援助
  - ⑤持てる力・健康な力を活用し高める援助
- ・認知症・精神障害者へのケア
  - ①ご本人・家族への信頼関係を早期に構築し、ご利用者さんの療養生活に寄り添う看護を提供します。
  - ②病気に対する正しい知識を理解していただきます。
  - ③ご本人・家族と共に強みを導き出す関わりを行い、BPSD（認知症状）進行の防止やケア方法を考え、家族の負担軽減を図り、安心できる家庭生活がおくれるよう支援します。
  - ④その人らしい日常生活のペースづくりと活動づくりをおこないます。
  - ⑤内服治療が中断されないように支援します。
- ・必要な医療処置を行い、助言します。
  - ① 床ずれの予防や手当
  - ② カテーテルなどの医療器具の管理
  - ③ 糖尿病や透析中の方などの食事や生活の指導
- ・リハビリテーション
  - ① 心身機能の維持回復を図る
  - ② 状態の軽減もしくは悪化の防止
  - ③ 日常生活の自立
- ・予防的な関わりや他機関との連絡調整をします。
  - ① 自主支援を目標とした介護方法を提供します。
  - ② 医師やケアマネージャー等関係機関と連携し、チームで在宅ケアを支援します。
- ・このような方は是非ご利用ください。
  - ① 介護が大変で共倒れしそう、相談する人がほしい。
  - ④ 認知症にどう対応してよいのか困っている。
  - ③ 退院したらどう介護すればいいのか不安

## 7. 事業所の特徴等

### (1) 事業の目的

事業所は病気や障害があっても、住み慣れた家で、その有する能力や状況に応じて安定した療養生活をおくれるように、主治医や他職種と密接に連携し、訪問看護計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、訪問看護を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

・理念：自分らしく人生を生き抜くために、安心できる在宅療養生活をおくれる地域づくりに貢献します。

・基本方針

1. 利用者さん自ら回復力を高め、自分が望む安心した生活ができるように支援します。
2. 利用者さんや家族との対話の場を積極的に作り、心が通いあう在宅療養を支援します。
3. 職員の技術向上のために、勉強会・研修会参加を励行します。

### ☆ご利用にあたってのお願い

1. 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更の生じた場合は必ずお知らせください。
2. やむを得ず訪問の予定を変更される場合には、必ず前日までに連絡をお願いします。
3. 契約書、重要事項説明書、同意書は重要な書類ですので大切に保管してください。

## 8. 利用料及びその他の費用

### (1) 利用者負担金

・介護給付サービス及び介護予防給付サービスの適応がある場合は、料金表のサービス費の1割・2割・3割が利用者負担になります。ただし、介護保険の適応がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に提出いたしますと差額の払い戻しを受けることができます。

### (2) 料金表；別表参照

### (3) 自費料金

・ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

## 9. 防止・対策・研修への取り組み

### (1) 虐待防止

事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- ①虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ②その他虐待防止のために必要な措置
- ③サービス提供者中に、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等、利用を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

### (2) ハラスメント

- ①適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- ②従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

### (3) 事業継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供ができるよう、業務継続にむけた計画等の対策、研修を実施する。

### (4) ご利用の個人情報の取扱

事業所は、個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき個人情報に適切な管理に努めています。

## 10. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 12. 相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室 (月曜日から土曜日、 午前9時00分～午後5時30分)	ゆず在宅看護ステーション 管理者 細井信子 TEL 045-374-4487
--	--

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

ケアマネージャー	
横浜市の介護保険担当窓口	横浜市 介護事業指導課 TEL 045-671-2356
横浜市磯子区の介護保険担当窓口	磯子区 高齢・障害支援課 TEL 045-750-2494
横浜市金沢区の介護保険担当窓口	金沢区 高齢・障害支援課 TEL 045-788-7868
横浜市港南区の介護保険担当窓口	港南区 高齢・障害支援課 TEL 045-847-8495
神奈川県国民健康保険団体連合会	介護苦情相談課 TEL 0570-022110